

# 「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」 に対する意見募集の実施について

国土交通省北海道開発局では、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下、「実施要領細目」という。）に基づき、幾春別川総合開発事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、平成24年10月25日開催の「第4回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、実施要領細目に示されている検討結果の報告書（素案）を作成しましたので、今後の検討の参考とするため、以下の意見募集要領により、広く皆様からご意見を募集いたします。

## 1. 意見募集対象

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下、「報告書（素案）」）

## 2. 意見募集期間

平成24年10月26日（金）～平成24年11月26日（月）（17時必着）

## 3. 提出方法

ご意見は、電子メール・郵送・ファックスのいずれかの方法で4. 提出先までご提出下さい。ご意見につきましては、別添意見提出様式により、下記①～⑦を記載下さい。

①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）

②住所

③電話番号又はメールアドレス

④職業（企業・団体としての意見提出の場合は不要）

⑤年齢（企業・団体としての意見提出の場合は不要）

⑥性別（企業・団体としての意見提出の場合は不要）

⑦ご意見（意見該当箇所の頁と行も合わせて記載してください）

※ 頂いたご意見に関する個人情報、目的以外では使用いたしません。

## 4. 提出先

別紙1の用紙に意見をご記入の上、以下の提出先まで期限内に送付してください。

提出先：国土交通省北海道開発局札幌開発建設部河川計画課内

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見募集」事務局宛

①電子メール：ikusunbetsu\_goiken@hkd.mlit.go.jp

②郵送：〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目

③ファックス：011-618-4701

（件名に、「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する意見」と明記して下さい）

## 5. 閲覧又は資料の入手方法

### ①インターネットによる閲覧

国土交通省北海道開発局「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」  
ホームページ

URL: <http://www.sp.hkd.mlit.go.jp/kasen/09kawazukuri/06ikusyun/index.html>

### ②資料の閲覧場所

以下の場所において、資料の閲覧が可能です。なお、閲覧可能な時間は各場所の開庁時間に準じます。

- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部河川計画課（札幌市中央区北2条西19丁目）
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部札幌河川事務所（札幌市南区南32条西8丁目2番1号）
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部岩見沢河川事務所（岩見沢市7条東9丁目3番地1）
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部江別河川事務所（江別市高砂町5番地）
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部幾春別川ダム建設事業所（三笠市幾春別山手町91-1）
- ・札幌市役所下水道庁舎建設局下水道河川部河川事業課（札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1）
- ・岩見沢市役所企画財政部企画室（岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号）
- ・美唄市役所都市整備部都市整備課（美唄市西3条南1丁目1番1号）
- ・江別市役所建設部都市建設課（江別市高砂町6番地）
- ・三笠市役所企画経済部建設管理課（三笠市幸町2番地）
- ・石狩市役所建設水道部管理課（石狩市花川北6条1丁目30番地2）
- ・当別町役場建設水道部建設課（石狩郡当別町白樺町58番地9）
- ・新篠津村役場産業建設課（石狩郡新篠津村第47線北13番地）

## 6. 意見提出にあたっての注意事項

- ①ご意見が200字を超える場合は、併せてその内容の要旨（200字以内）を記載いただきますようお願いいたします。
- ②ご意見は日本語でご提出ください。
- ③いただいたご意見とともに、属性（職業、年齢、性別）、住所のうち市区町村名を公表する場合があります。
- ④ご記入いただいた氏名、住所、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認のために利用します。
- ⑤電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑥皆様からいただいたご意見は、同様のご意見の数にかかわらず、その論点を整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示す予定であり、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ⑦期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容